

医療法人青樹会一之瀬脳神経外科病院

指定居宅訪問リハビリテーション運営規程

〈事業の目的〉

第1条 一之瀬脳神経外科病院訪問リハビリテーション事業所において実施する訪問リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために必要な人員および管理運営に関する事項を定め、利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

〈運営方針〉

第2条 理学療法士等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問リハビリテーションを提供する。

2 利用者の自主性を尊重し、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

〈事業所の名称および所在地〉

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次の通りとする。

(1) 名称 医療法人青樹会一之瀬脳神経外科病院 訪問リハビリテーション

(2) 所在地 長野県松本市島立 2100-2 TEL0263-48-6612

〈職員の職種、員数および職務内容〉

第4条 この事業所における職員の職種、員数および職務の内容は次の通りとする。

(1) 医師 1名以上（兼務）

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 3名以上

医師は利用者に対しリハビリテーションの提供を行うための診療を行い、理学療法士等に指示及び指導を行う。

理学療法士等は、医師の指示及びリハビリテーション計画に基づき在宅療養者を訪問し、リハビリテーションを行う。

〈営業日および営業時間〉

第5条 事業所の営業日および時間は次の通りとする。

(1) 営業日：月曜日～金曜日、但し、祭日、8/14～8/16 10/1 および 12/30～1/3 は除く

(2) 営業時間：9:00～17:00

〈指定訪問リハビリテーションの内容〉

第6条 指定訪問リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の経過観察

(2) 日常生活の指導

(3) リハビリテーション

(4) 介護方法の指導

(5) 住環境改修の指導

〈利用料等〉

第7条 利用料およびその他の費用額は次の通りとする。

1) 法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションの場合は厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

2) 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションの場合は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

3) 通常実施地域外で指定訪問リハビリ実施に要した交通費はその実費として、通常実施地域を超えた地点から1km当たり50円で積算した額を徴収する。

〈通常の事業実施地域〉

第8条 通常の事業実施地域は①松本市（旧四賀村、旧奈川村、旧安曇村を除く） ②安曇野市（旧穂高町を除く） ③山形村とする。

〈虐待の防止のための措置に関する事項〉

第9条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるものとします。

- 2 事業者は虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合、事業者が別に定める規定に基づき、関係各所への連絡等、迅速かつ適切な対応をいたします。

〈その他運営に関する重要事項〉

第10条 従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密などについて一切を口外せず保持する。

- 2 従業者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 3 訪問リハビリテーションの質の向上のため、各種研修会などに参加し、知識技術を高める。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人青樹会理事会と事業所の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成19年7月1日から施行する。

平成21年3月1日改訂、 平成21年10月1日改訂、 平成24年7月1日改訂、 令和3年3月1日改訂
令和4年2月1日改訂 令和6年3月25日改訂